



## 新任のご挨拶

一般財団法人ふくしま市町村支援機構の運営につきましては、日ごろから御理解と御協力を賜り、厚く感謝を申し上げます。

私は、今年4月に当支援機構の副理事長に就任いたしました。もとより微力ではありますが、当支援機構の発展のため全力で取り組んでまいりますので、皆様の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年2月に続き、今年3月にも福島県沖を震源する最大震度6強の地震が発生し、県内では甚大な被害が発生いたしました。県や市町村におきましては、復興事業に加え、近年の度重なる自然災害からの早期復旧、さらには国土強靱化への対応など、多くの課題に直面しております。

当支援機構といたしましては、市町村等の建設行政に携わる職員の皆様からの相談に幅広く対応し、公共事業の円滑な執行の支援に職員一丸となって取り組んでまいりますので、積極的に御活用いただければ幸いに存じます。



副理事長 大島 幸一

今後は、市町村や関係機関の皆様を訪問させていただき、建設行政に関する課題や当支援機構に対する御要望などをお伺いしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## トピック

### 試験審査所 新試験棟の新築工事、事務棟の改修工事完成のお知らせ

当支援機構の試験審査所は昭和41年3月に福島県が開設した「福島県建設技術研究所」を引き継ぎ運営しています。本年、建物の老朽化に伴う試験棟の建替え工事が完了し、令和4年6月1日から運用開始いたしました。

併せて、事務棟の改修工事も行い、当支援機構が実施する市町村等の研修で利用していた会議室の拡張、スロープや車いす対応トイレの追加など、ご来所された皆様が、より一層ご利用しやすい快適な環境・空間を整備いたしました。

会議室の利用は来年度の市町村等の研修からですが、見学等は随時受け付けておりますのでお気軽にご相談ください。



新試験棟



会議室

(試験審査所 TEL 024-934-8700)

## 水管橋の点検を実施しました

令和3年10月に発生した和歌山市での水管橋落橋事故を契機として、水管橋においても損傷程度を把握し、維持管理上の基礎データとなる橋梁点検の重要性が高まっています。そのような中、当支援機構では富岡町が管理する公共下水道の水管橋点検を実施しました。

当該橋は河川に架かる独立水管橋(橋長83m、4径間)で、上部工はπ型フランジ補剛形式、下部工はRC(鉄筋コンクリート)造の橋台2基、橋脚3基で構成されています。

独立水管橋は、道路橋とは異なり橋梁点検車が使用できず、架橋位置によっては近接目視点検が困難となりますが、当支援機構は市町村の道路橋での多種多様な点検実績を生かし、水管橋においても基本的な橋梁の構造や損傷の種類、診断の考え方など、道路橋と共通の点検技術を活用し、点検を行うことができます。

本点検では橋梁構造部材に加え、水管橋特有の部材である①歩行防止柵、②伸縮継手、③リングサポート等にも着目し、①打音検査によるうきやゆるみ等の損傷程度、②近接目視により腐食や漏水および欠損の有無を確認し、部材単位および水管橋全体の健全性を診断しました。

当支援機構では水管橋の点検・診断についても対応しておりますので、ご不明な点があればお問い合わせください。



水管橋の全景



点検前のKY活動



点検状況 (1) 打音検査



伸縮継手部とP1橋脚



点検状況 (2) 近接目視

(構造保全課Tel 024-597-7063)

## 鏡石町に新しい浄水場が完成しました

昭和 40 年から使用してきた旭町浄水場の老朽化に伴い、令和元年6月から「鏡石浄水場」の建設を進めてきましたが、令和4年4月に本体工事が完成しました。現在、試験運転を行っており、9月末の通水開始を予定しています。当支援機構では設計管理・積算・施工管理の発注者支援事業を受託し、本浄水場の建設における一連の支援を行いました。

東日本大震災時に長期的な断水が発生したことを踏まえ、耐震性を強化したほか、災害時の応急給水に対応するため 100 台が駐車できるスペースや、大雨時に河川の増水を防ぐために雨水を一時貯留する防災調整池も備えるなど、ライフラインを守る重要な拠点となっています。

新たな浄水場は、前処理ろ過機や急速ろ過機により地下水に含まれるマンガンや鉄を除去し、これまで以上に安全性の高い水を各家庭に供給できるようになっています。処理水量は、1日あたり最大 3,509 m<sup>3</sup>で旧旭町浄水場の 1.5 倍の能力を有し、より安定供給が図れるようになります。

また、浄水場敷地内には釣瓶井戸と手押しポンプ井戸のモニュメントが置かれた広場「鏡水苑」を整備し、子どもたちが水汲み体験などで水の大切さを学ぶことができます。

当支援機構では、今後も水道事業の各種設計や工事監理の支援を行ってまいります。



鏡石浄水場：全景

(設備課 Tel 024-522-5121)

## 本宮市英国庭園工事管理業務の紹介

プリンス・ウイリアムズ・パーク(英国庭園)は、ウイリアム王子が東日本大震災と東京電力福島第一原発事故からの復興支援のために訪れたことをきっかけに整備された公園です。今年 5 周年の節目を迎え 5 月 28 日に記念式典が盛大に開催されました。

英国庭園付近には「しらすわグリーンパーク野球場」「スマイルキッズパーク」等があり、施設の利活用向上と来園者利便性向上を目的に、下記の工事を式典に間に合うように施工しました。

- 芝生広場(モニュメント設置)
  - イベント広場(特殊舗装)
  - 大型車駐車場(特殊舗装)
  - 第 5 駐車場舗装 → 応急仮設住宅跡地を一般車駐車場として整備する工事
  - 横断歩道等の交通安全施設 → 第 5 駐車場から庭園までの来園者の導線を確認する工事
- } → 隣接する砂利敷駐車スペースの整備工事



記念式典(モニュメント除幕式)

当支援機構は、当該事業について、設計・積算・工事管理及び記念式典について支援を行いました。

この工事は、設計が昨年 10 月下旬、工事は今年 1 月下旬に始まりましたが、冬季間の土工及び芝の養生期間、特殊材料入手、特殊舗装の施工期間とタイトなスケジュールの中、記念式典に合わせる工程管理が極めて厳しい事業でした。

式典当日は前日までの雨もあがり青空の下、素晴らしい式典となりました。

(土木技術課 Tel 024-522-5122・024-522-3095)

## 建築物定期報告制度について

不特定多数の者が利用する建築物は、建築物の維持保全上に不備や不具合があると事故や災害の原因となります。このような危険を未然に防止するため、建築基準法では、建物の所有者(又は管理者)において、建築士等により建築物の維持保全状況の調査又は検査を定期的に受け、その結果を特定行政庁に報告するよう義務付けています。定期報告対象となる建築物は表のとおりです。

### 【 定期報告対象建築物の用途・規模 】 ※一部抜粋

|   |  |  |
|---|--|--|
| 児童福祉施設等(保育所、老人デイサービスセンター等)                                    |  | ・3階以上の階(計 100 ㎡超)<br>・2階が 300 ㎡以上<br>・地階(計 100 ㎡超) |
| 就寝用途の福祉施設等<br>(助産施設、乳児院、障害児入所施設、特別養護老人ホーム、盲導犬訓練施設、救護施設及び更生施設) |  |  |
| 下宿、<br>共同住宅<br>又は<br>寄宿舍                                      | 下宿、共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅を除く)、<br>寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームを除く) | 【調査項目は外壁等のみ】<br>・3階以上かつ 1,000 ㎡以上                  |
|   | 共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る)、<br>寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る)    | ・3階以上の階(計 100 ㎡超)<br>・2階が 300 ㎡以上<br>・地階(計 100 ㎡超) |
| 学校又は体育館   |  | ・3階以上<br>・2,000 ㎡以上                                |

定期報告制度は以下の種類があります。

- |                                 |                               |
|---------------------------------|-------------------------------|
| 1. 特定建築物(3年毎)<br>建築物全体が適法状態かを調査 | 2. 建築設備(1年毎)<br>非常照明等の安全設備を検査 |
| 3. 防火設備(1年毎)<br>防火戸・防火シャッター等の検査 | 4. 昇降機等(1年毎)<br>昇降機に特化した検査    |

当支援機構では定期報告の調査・検査から報告まで支援しております。

(建築課 Tel 024-522-5124)

### お詫びと訂正

## 支援機構だより第 39 号の掲載記事に誤りがありました

支援機構だより第 39 号に掲載しました理事長あいさつにおきまして、誤りがございました。つきましては、下記のように訂正させていただくとともに、謹んでお詫び申し上げます。

(誤) 葛尾村 → (正) 葛尾村

### 編集後記

令和 4 年 6 月 17 日に「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されました。これにより、省エネの適合義務が令和 3 年 4 月 1 日施行の改正建築物省エネ法で拡大された 300 ㎡以上の非住宅部分からさらに、全ての新築住宅・非住宅に拡大されたほか、二級建築士でも行える簡易な構造計算で建築可能な 3 階建て木造建築物の範囲が高さ 16m 以下に拡大されるなど、様々な分野で基準の見直しが行われました。

なお、改正内容に関する説明動画が 7 月 22 日から国土交通省ホームページで配信されておりますので、そちらもご覧ください。

【編集・発行】 〒960-8043 福島県福島市中町 7-17 一般財団法人ふくしま市町村当支援機構

TEL : 024-522-5123 (代表) FAX : 024-522-3631 E-Mail : info2@fctc.or.jp URL : https://www.fm-so.org/